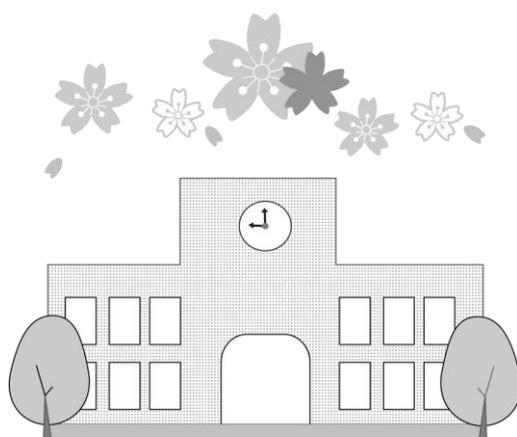


世田谷杜の学び舎  
世田谷区立世田谷中学校

# PTA 会則

〈設立年月日 平成23年4月1日〉



令和5年度改定版

# 世田谷中学校PTA会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称及び所在地

本会は世田谷区立世田谷中学校PTAと称し、東京都世田谷区梅丘3-8-1におく。

### 第2条 目的

本会は、会員が協力して生徒の福祉増進に寄与し、教育的環境を整備すると共に、会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とする。

### 第3条 方針

1. 本会は第2条の目的達成のための諸活動を行い、他の同種団体機関と協力する。
2. 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とする行為をしない。
3. 本会は学校の運営や人事には干渉してはならない。

### 第4条 会員

本会の会員は在校生の父母、またはこれに代わる保護者、ならびに教職員とする。

## 第2章 組織

### 第5条 各委員会

本会の活動を行うために、次の委員会をおく。

1. 文化厚生委員会
2. 校外委員会
3. 校内委員会
4. 広報委員会
5. 役員選考委員会

## 第3章 役員

### 第6条 役員

本会の役員は次の通りとする。

- |        |    |         |    |          |
|--------|----|---------|----|----------|
| 1. 会 長 | 1名 | ( 保護者 ) |    |          |
| 2. 副会長 | 4名 | ( 保護者   | 3名 | 教 員 1名 ) |
| 3. 書 記 | 3名 | ( 保護者   | 2名 | 教 員 1名 ) |
| 4. 会 計 | 3名 | ( 保護者   | 2名 | 教 員 1名 ) |

ただし、必要に応じ、人数の増減を行うことができる。

### 第7条 役員任期

役員任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

## 第8条 役員の仕事

役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をつとめる。
3. 書記は本会の活動に関する重要な会議を記録・保管し、通信連絡を行う。
4. 会計は本会の財産を保管し、予算に基づいて、一切の会計事務を処理し、総会に決算報告をする。

## 第9条 役員を選出

1. 役員を選出は役員選考委員会によって候補者を選出し、総会の承認を得るものとする。
2. 役員選考委員会は、総会にて次年度役員・会計監査の承認を経た後、自動的に解散する。
3. 年度途中において役員及び会計監査に欠員を生じた場合には、役員会で協議する。

## 第10条 会計監査

1. 本会の会計を監査するため、2名（保護者2名）の会計監査をおく。
2. 会計監査は役員選出方法に準じて選出し、任期は役員に準ずる。

# 第4章 会 議

## 第11条 総会

1. 総会は本会の最高議決機関であり、定期総会と臨時総会とする。
2. 定期総会は年2回開催し、次のことを審議する。  
(前期総会)
  - イ. 前年度の決算報告
  - ロ. 事業計画
  - ハ. 予算案ニ. その他の重要事項  
(後期総会)
  - イ. 事業報告
  - ロ. 次年度役員及び会計監査の承認
  - ハ. その他の重要事項
3. 地震、津波、戦争、伝染病の蔓延、政府の指示等やむを得ない場合もしくは運営委員会での協議により書面開催が決定された際は、招集時に書面決議によるPTA総会を開催する旨を宣言し、書面決議または電磁的記録によるPTA総会を開催することができる。この場合、議事に対する質問を行う機会を十分に設けなければならない。
4. 総会は会員の2分の1以上（委任状を含む）の出席で成立する。
5. 総会の議決は出席会員の過半数の同意を必要とする。ただし、会員を招集しての総会開催をせず書面又は電磁的記録により総会を実施する場合は、書面又は電磁的記録により全会員の過半数が同意の意思表示をした時は総会の決議があったものとみなす。また、未回答や白票は同意とみなす。
6. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の2以上の要求があった場合に、会長が招集する。

#### 第12条 役員会

1. 役員会は、本会の運営に関する事、及び運営委員会への提案事項等を協議する。
2. 会長は必要に応じて各委員会の委員長の役員会出席を求めることができる。

#### 第13条 運営委員会

1. 運営委員会は、役員、各委員会の正副委員長又はその代理人をもって構成する。
2. 運営委員会の任務は次の通りとする。
  - イ. 各委員会で立案された事業計画の審議
  - ロ. 総会に提出する議案の作成
  - ハ. その他必要とされる事項の審議
- ニ. 必要と認められる特別委員会の設置

#### 第14条 委員会

1. 委員会は各学級より選出された委員、及び教員をもって構成される。
2. 各委員会は、委員長1名、副委員長2名（保護者1名、教員1名）を選出する。
3. 委員会の任務は次の通りとし、すべて運営委員会の審議を経て実施する。
  - イ. 文化厚生委員会  
会員相互の親睦を図り、教養を高める
  - ロ. 校外委員会  
生徒の校外生活の安全と生活の充実を支える
  - ハ. 校内委員会  
生徒の校内生活の安全と生活の充実を支える
- ニ. 広報委員会  
会報の発行、その他広報に関すること
- ホ. 役員選考委員会  
役員・会計監査の選考に関すること

#### 第15条 校長

校長は、すべての会議に出席し意見を述べるができる。

## 第5章 会 計

#### 第16条 経費

1. 本会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。
2. 会費の金額は役員会で決定し、総会において承認を求める。

#### 第17条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第6章 個人情報

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や管理について  
個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報保護法に則って運営管理を行う。  
活動においても個人情報の保護に努める。

### 第18条

1. 本会では、個人情報を次の目的のために利用する。
  - イ・役員・委員名簿の作成
  - ロ・文章などの送付
  - ハ・会費請求、管理等のための連絡
  - ニ・委員会運営に必要な情報の取得
2. 個人の情報は、学校以外の第三者に本人の同意なしに提供してはならない。
3. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

### 付 則

1. 本会則は、平成23年4月1日より施行する。
2. 平成26年3月8日 第14条委員会に関する会則一部改正。
3. 平成28年3月7日 第1条名称及び事務所に関する会則一部改正。
4. 令和2年2月28日 第9条役員の選出 会則一部改正。
5. 令和5年1月23日 第5条各委員会、第13条運営委員会、第14条委員会、一部改正。
6. 令和5年5月13日 第11条総会、第18条に関する会則一部改正。

## 慶弔に関する内規

本会会員およびその家族の慶弔について、以下のようにする。

1. 生徒の場合  
    死亡の時 10,000円
  
2. 保護者の場合  
    死亡の時 10,000円
  
3. 教職員の場合  
    本人結婚の時 5,000円  
    本人離任の時 3,000円相当  
    本人死亡の時 10,000円  
    親族死亡の時（配偶者・子のみ） 5,000円
  
4. 上記のほか、特に慶弔の必要があると認めた場合は、役員会で協議の上決定する。

### 付 則

1. 本内規は、平成23年4月1日より実施する。
2. 平成26年3月8日 慶事に関する内規一部改正。
3. 平成28年3月7日 慶弔に関する内規一部改正。